

(耐震診断) 民間住宅耐震対策支援事業の手続きの流れ

丸亀市

申請者（所有者）

- 建築時期など要件を確認
- 今後の手続等説明
- 県内に営業所がある事業者で診断を行う必要があります。

受理

(審査後)

受理

受理

事前相談・問合せ

所定の講習を受けた
建築士等に依頼

県内に営業所を有する業
者から見積書を徴収

補助金の申請
(交付申請)

交付決定

診断業務の契約

診断着手

診断完了

完了実績の報告

完了検査

額の確定

補助金の請求

※代理受領(事業者への直接払い)の場合は、
事業実施に係る補助
金の代理受領の委任
状及び同意書(様式第
11号)を添付

補助金の支給

※交付決定の前に契約はしないこと

補助金の申請

申請期限：令和7年12月26日

◆補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し提出(詳細は次頁参照)

- ①住宅の所有者や建築年を証明できる書類
- ②市税の滞納のない証明
- ③診断しようとする住宅がわかる図面(配置図等)又は写真
- ④耐震診断に係る見積書の写し
- ⑤所有者の承諾書(所有者以外の者による申請の場合)
- ⑥委任状(設計者等に手続き等の委任をしている場合)
- ⑦債権者登録申出書(丸亀市に振込口座を登録していない場合)
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※申請内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

完了実績の報告

最終報告期日：令和8年2月27日

◆工事完了後20日以内に完了実績報告書(様式第6号)に必要な書類を添付し提出(詳細は次頁参照)

- ①耐震診断報告書(様式第9号)
- ②配置図・各階平面図
- ③耐震診断に係る業務委託契約書の写し
- ④耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ⑤調査等の状況写真(2~3枚程度)など
- ⑥その他市長が必要と認める書類

(耐震診断)

交付申請時に必要な添付書類

- 1 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、下記のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 土地・家屋名寄台帳（兼）課税台帳（建築年が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年を証明することができる書類
- 2 市税の滞納のない証明
- 3 診断しようとする住宅がわかる図面（配置図等）又は写真
- 4 耐震診断に係る見積書の写し（県内に営業所がある事業者に限ります）
- 5 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書
- 6 設計者等に手続き等の委任をしている場合は、委任状
- 7 債権者登録申出書（丸亀市に振込口座を登録していない場合）
- 8 その他市長が必要と認める書類

完了実績報告時に必要な添付書類

- 1 耐震診断報告書（様式第9号）
- 2 配置図、各階平面図（建築基準法施行規則第1条の3の表1に掲げる事項を明示したもの）
- 3 耐震診断に係る業務委託契約書の写し
- 4 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- 5 調査等の状況写真（2～3枚程度）
- 6 その他市長が必要と認める書類